

# 競技開催市町村機運醸成事業 募集要項

## 1 摘要

この要項は、競技開催市町村機運醸成事業の補助自治体を選定するにあたり、その募集手続き等に必要な事項を定める。

## 2 事業趣旨

スポーツ機運の醸成、国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会競技への理解促進及びする・みる・支えるを担うスポーツ人材の積極的な確保のため、地域住民を対象に第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会（以下「第 85 回国民スポーツ大会等」という。）の機運醸成に資する体験会や講演会等を競技開催市町村機運醸成事業として実施する第 85 回国民スポーツ大会等会場地に選定された各市町村に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

## 3 募集要件

### (1) 対象自治体

第 85 回国民スポーツ大会等会場地に選定された各市町村

※会場地選定前に申請する場合、「競技開催地内定申出書（別紙様式）」を必ず提出し、奈良県地域創造部国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会課に事実確認ができることを要件とする。

### (2) 補助対象となる取り組み

#### 【前提条件】

・取り組みにおいては第 85 回国民スポーツ大会等について必ず周知すること。

- ① 第 85 回国民スポーツ大会等における実施競技（以下「実施競技」という。）に関するスポーツ大会及びスポーツ体験イベントの開催
- ② 実施競技に関する地元スポーツ選手との交流会
- ③ 実施競技に関するメディア等を通じた認知拡大
- ④ その他、実施競技に関する取り組みまたは第 85 回国民スポーツ大会等に関連する取り組みで、奈良県スポーツイノベーション推進本部長が認めるもの

※実施競技とは、「正式競技」「公開競技」「特別競技」「デモンストラーションスポーツ」を指す。

### (3) 実施スケジュール

- ・ 4月～6月 補助自治体の募集
- ・ 6月 補助自治体の選定
- ・ 6月～2月 補助自治体における事業実施・実績報告
- ・ 3月 補助金交付

### (4) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、交付要綱第3条に定める経費とする。

※申請上補助対象経費であっても、審査の結果、補助対象外経費と整理する可能性がある点に留意すること。

- ・ 補助対象経費区分毎の定義・事例

区分	左の定義・事例
① 謝金	・ 事業協力企業や団体、個人に対する謝礼
② 報償費	・ 講演会、講習会、交流会等における講師に対する講演料
③ 旅費	・ 外部のゲストや講師に要する公共交通機関の利用料、滞在のための宿泊費 ※市町村職員の旅費は対象外
④ 需用費	・ 印刷製本費 ・ 消耗品費（短期間若しくは1回の使用によって消費されるもの又は備品に該当する一部の場合を除き、一品の取得価格若しくは評価額が10万円未満の物品を含む。） ※食糧費は対象外
⑤ 役務費	・ 通信運搬費 ・ 広告料 ・ 手数料 ・ イベント保険料
⑥ 使用料及び賃借料	・ イベント等の会場使用料 ・ 駐車場の使用料 ・ イベント時に使用する物品のレンタル料
⑦ 委託料	・ 事業実施に係る業務委託

(5) 補助額

1 市町村あたり 100 万円上限

※申請額が補助額上限を下回る場合、その額をもって補助額とする。

※申請自治体数が下記に定める募集件数を超える場合は、補助額上限を減額する場合があります。

(6) 募集件数

10 自治体程度

(7) 申請方法・期間

① 申請方法

下記の書類について、持参または郵送によって提出すること。

- ・競技開催市町村機運醸成事業補助金交付申請書（交付要綱第1号様式）
- ・事業計画書（交付要綱第2号様式）
- ・収支予算書（交付要綱第3号様式）
- ・実施スケジュール（任意様式）
- ・競技開催地内定申出書（別紙様式） ※会場地選定前市町村のみ該当
- ・その他、本事業の実施に関連する資料

② 申請期間

令和8年4月17日（金）～令和8年6月5日（金）17時必着

③ 申請先

奈良県スポーツイノベーション推進本部事務局

（奈良県地域創造部スポーツ振興課内）

郵送先：〒630-8501 奈良県奈良市登大路 30 番地

(8) 本事業実施にあたっての注意事項

スポーツ大会やスポーツ体験イベント、地元スポーツ選手との交流会等を行う場合には、参加者をスポーツ傷害保険やイベント保険に加入させる等、参加者及び事業関係者等の安全が確保された上で行うこと。

4 選定

以下の選定基準に基づき、競技開催市町村機運醸成事業補助金交付自治体選定審査会（以下「審査会」という。）において、補助自治体の選定を行う。なお、申請自治体数が募集件数以下であった場合は、奈良県スポーツイノベーション推進本部事務局（以下「事務局」という。）における書面審査により補助自治体を選定する。ただし、審査結果の得点が6割に

満たない自治体は選定しない。

・ 審査基準

審査項目	配点割合	審査内容
事業内容	40%	事業目的、内容、実施スケジュール、予算が明確かつ具体的か
実施競技との関連性	30%	実施競技と申請自治体に関連性があるか
PR 内容	20%	第 85 回国民スポーツ大会等の認知度向上や実施競技について、広報活動の計画が具体的であり、認知拡大に寄与する内容か
フォローアップ	10%	事業終了後の競技振興に繋がる具体的なフォローアップがあるか

5 結果通知

選定結果は、交付申請書等を提出した申請者に対して書面で通知する。

6 事業変更申請

補助自治体は、補助事業に要する経費の各支出科目間の配分変更が 20%以上ある場合、又は申請時の事業内容を変更する場合は、下記の書類を事務局まで提出すること。なお、申請時の事業内容を変更する場合は、事前に事務局と協議すること。

- ・ 競技開催市町村機運醸成事業変更承認申請書（交付要綱第 5 号様式）
  - ・ 事業計画書（交付要綱第 2 号様式）
  - ・ 収支予算書（交付要綱第 3 号様式）
- ※事業計画書及び収支予算書については、当初計画からの変更箇所を赤字で明記すること。

7 実績報告

事業完了後、補助自治体は、下記の書類を事務局まで提出すること。

(1) 提出書類

- ・ 実績報告書（交付要綱第 8 号様式）  
※委託契約の場合は、受託業者からの実績報告書の写しも併せて提出すること。
- ・ 事業報告書（交付要綱第 9 号様式）
- ・ 収支決算書（交付要綱第 10 号様式）
- ・ 領収書等の支払い実績（金額・支払日）がわかる書類の写し
- ・ 契約書等の契約書類の写し ※該当がある場合のみ
- ・ 講師旅費の明細等の写し ※該当がある場合のみ

- ・補助金交付請求書（交付要綱第 11 号様式）

## (2) 提出期限

下記①、②のいずれか早い日までに(1)の書類を提出すること。

- ① 事業完了後から起算して 30 日を経過した日の 17 時まで
- ② 令和 9 年 2 月 26 日（金）17 時まで

## 8 その他

本募集要項に定めのない事項については、競技開催市町村機運醸成事業補助金交付要綱の規定に準ずる。

## 9 問い合わせ先

奈良県スポーツイノベーション推進本部事務局

（奈良県地域創造部スポーツ振興課内）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路 30 番地

TEL：0742-27-8317（ダイヤルイン）

FAX：0742-23-7105

メール：[sports@office.pref.nara.lg.jp](mailto:sports@office.pref.nara.lg.jp)

別紙様式

年 月 日

奈良県スポーツイノベーション本部長 殿

住 所  
団体名  
代表者

## 競 技 開 催 地 内 定 申 出 書

年度の競技開催市町村機運醸成事業補助金交付申請に伴い、下記のとおり、  
第 85 回国民スポーツ大会・第 30 回全国パラスポーツ大会の競技開催地内定自治体である  
ことを申し出ます。

### 記

- 1 自治体名
- 2 開催競技

奈良県国民スポーツ大会・ 全国パラスポーツ大会課 確認欄

※事務局にて確認を行います。